（書式1-1）教育委員会→学校

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○○○○学校長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○〇〇教育委員会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

令和〇年度　児童生徒定期健康診断の尿検査について（通知）

　定期健康診断の学校検尿（尿糖、尿蛋白及び潜血陽性者の事後措置）については、医師会（検尿委員会）と連携したシステムで実施します。結果、児童・生徒の学校検尿陽性者の事後措置（診断・治療も含め）が明らかになり、学校での生活管理にも生かされ、一貫した指導体制がとれることになります。

このことについて、下記のように取扱って下さいますようお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

**１．児童生徒の尿検査（糖・蛋白・潜血）陽性者の取扱いについて**

　　下記の流れ図、および下記の資料に従い実施して下さい。

**尚、現在腎臓病疾患の治療中及び定期的に観察を受けている者は、下記の②以降の取扱いをしなくてもよい。**

**糖（±以上を陽性とする）**

**蛋白（＋以上を陽性とする）　潜血（＋以上を陽性とする）**

1. 学校での第一次検尿が陽性となった者は、

**学校での一次検尿、二次検尿**

**どちらかでも陽性となった者**

1. 学校での第二次検尿を受検する。

　　　　　　再度、第二次検尿が陽性となった者は、

　　　　　第三次検診　かかりつけ医を受診する。

判断に迷う時

（可能であれば、暫定診断及び生活管理区分を決める）

**医師会検尿委員会**

　　　　　　　　　　　　暫定診断及び生活管理区分の再判定

　　精密検査の必要な者　　　　　　　　　　　　　暫定診断のままでよい者

　（地域の）第四次精密検診医療機関　　　　　　　　　　かかりつけ医のもとで

での受検（治療）をすすめる。　　　　　　　　　　　　経過観察を受ける。

＜参考＞

　　・（資料１）目的　～学校検尿システムの必要性

　　・（資料２）資料学校検尿の流れ（図1）、（図２）、（図３）

　　・（資料４）緊急受診対象者の基準

　　・（資料５）緊急受診のすすめ方の実際

　　・（資料６）学校検尿（尿蛋白・尿潜血陽性者）の事後措置等のすすめ方の実際

　　・（資料７）学校検尿（尿糖陽性者）の事後措置等のすすめ方の実際

1. **保護者への連絡手順等**

１）各校へ検査事業者から「尿検査（第一次および第二次検査）報告」が届いたら、まず、緊急受診対象者（資料４）にならないかどうか確認して、緊急受診該当者には（資料５）のように対応。

* 1. **尿糖陽性者**には、（資料7）にしたがって対応。
  2. 尿蛋白または尿潜血の**陰性者**には、（報告書１-2）にて保護者へ通知。
  3. 尿蛋白および尿潜血陽性者には、（資料６）に準じて、保護者へ通知し受診勧奨。

　　５）受診結果を、学校検尿委員会の判定にもとづき、結果を保護者へ通知。

**３．教育委員会への報告、その後の措置**

保護者から「（受診票１）学校検尿第三次検診（および緊急）受診票」が届いたら、（報告書１-1）に記載して、（報告書１-1）と（受診票１）を教育委員会へ送付。

「（受診票１）学校検尿第三次検診（および緊急）受診票」にもとづき、医師会学校検尿委員会において、暫定診断のままでよいのか、精密検査の必要があるのかどうかの判定を受け、その結果を学校へ通知する。

**４．第三次検診、第四次精密健診等、医療機関受診に要する費用**

保護者負担です。ただし、通常の保険診療ですが、令和６年４月１日より特別医療費助成制度により自己負担分は無料となります。文書料等は各医療機関によっては徴収されることがあります。